

恵美家子女伝考 (下)

藺田香融

- 一 はじめに
- 二 真従と大炊王
- 三 真先と訓備麻呂
- 四 朝狩・小湯麻呂・刷雄(附徳苞菩薩のこと)——以上前号
- 五 辛加知と執棹——以下本号
- 六 兒従と藤原御楯(附その他の女子)
- 七 恵美家と皇親
- 八 むすびにかえて——奈良時代における藤原氏——

五 辛加知と執棹

仲麻呂の七男は辛加知、八男は執棹である。仲麻呂の男子が上述した六人にこの二人を加えた八人であったこと、また辛加知、執棹が七番目と八番目の男子であったことは、ここであらためて論証するまでもないと思う。「統紀」天平宝字八年九月壬子条の仲麻呂伏誅伝にも、「其の男、正四位上真光、……従五位下薩雄、辛加知、執棹、皆衛府関国司に任ず」とあり、この記載順序には、べつだん疑をいれる余地がなさそうだからである。ただ『尊卑分脉』の

系譜には執棹の存在を逸しているが、これは例によって系譜作者の杜撰と見るべきである。

七男辛加知の初見は、続紀天平宝字五年正月戊子（二日）条である。この日辛加知は正六位上より従五位下に昇進しているが、それは兄の小湯麻呂・刷雄に遅れること二年、弟の執棹に先立つこと二年であった。この時期のひらきは、かれらの年令のひらきとだいたい照応するものである。しかし宝字五年一月といえば、仲麻呂政権も後半期の専制化のみに強化された時期に当り、権力の維持のためには猫の手でも借りたいころであったから、辛加知の従五位下昇進が、兄たちにくらべて多少早められた可能性は多分にある。私は宝字五年（七六一）、従五位下に叙せられたときの辛加知の年令を二十五才と推定するが、その理由は後段にゆずることにしよう。

やがて同年十月廿二日、かれは左虎賁衛督（左兵衛督）に任じた。この人事が、一族・与党によって「衛府・関国司」の独占をはかろうとする仲麻呂の権力強化策の一環としてなされたことはいうまでもない。ちなみに当時の右虎賁衛督（右兵衛督）の任にあったものは、「同惠相ひ従ふ」^{（宝字八・九・癸酉）}ものとして仲麻呂一族とともに誅殺された仲石伴であった。辛加知は翌宝字六年三月以前にこの職を去ったらしいが、その理由や更迭の時期については何ら知ることができない。かれはその後宝字八年正月廿一日にいたり、兄刷（薩）雄の後任として越前守に任ぜられるが、この間の二年たらずのかれの消息も明らかではない。

こうして辛加知は越前守に就任して八か月にもみたくない同年九月に、早くも運命の日をむかえるのである。宝字八年九月十一日、中宮院における鈴印の奪取に苦戦した仲麻呂とその一味は、宇治より近江に走り、さらに愛智関をへて越前に入ろうとするが、先着した佐伯伊太智のひきいる政府軍にさまたげられて、目的を果すことができなかった。乱の勃発とともに佐伯伊太智らは越前に疾駆し、国衙を急襲して、国守・辛加知を斬り、かつは愛智関を固めていたからであった。仲麻呂の乱の経過を刻明に復原された角田文衛氏の推定によれば、辛加知が斬殺されたのは、九月十五日のことであったとされる。それは一族の伏誅に先立つこと三日であった。

なお辛加知の在任中に属する宝字八年二月九日付の「越前国司公驗」^{（大日本古史）}（五ノ四七六頁）に、「守従五位下惠美朝臣」な

る判署がみえるが、これを辛加知とすることには多少の問題がある。なぜなら、ここに介として署名した「外従五位下行介高丘連比良麻呂」は、岸俊男氏が指摘されたように、実は同年一月廿一日付をもって大外記兼内蔵介に補任された人物であり、その彼が、二月九日になってまだ越前に在任していたとすれば、守の「惠美朝臣」も辛加知の前任者なる刷雄であったとしなければならないからである。地方官の補任と実際の交替の間には、時間的なずれのあったことは、朝狩の陸奥守補任の条で検討したとおりであり、この場合も、そうしたことを示す一つの実例とすべきではなからうか。

次に八男執禱の事績は、あまり伝わらない。かれが従五位下に叙したのは、すでに述べたとおり、辛加知に遅れること二年後の宝字七年正月であった。おそらくかれは、辛加知よりさらに二年ほどの年少ではなかったかと考えられる。翌八年正月廿一日（己未）には、辛加知が越前守に任じたのと同時に、同じく関国司の一つである美濃守に任じた。仲麻呂の反乱にあたっては、中央にあって父と行動を共にしたか、それとも美濃に赴任していたかは明瞭ではないが、そのいずれの場合であっても、伏誅をまぬがれなかったことだけはたしかである。

最後に辛加知の名義・訓み方、及びそれに関連して彼の生年に論及しておこう。『尊卑分脈』の系譜には、辛加知に「シカチ」という訓をつけているが、私は奈良時代の常識に即して、これを「カラカチ」とよむべきではないかと思う。この場合の「カラ」はいくまでもなく韓（新羅）の意であり、「カチ」は勝の意味であろう。仲麻呂がその七男に、カラカチ、すなわち韓に勝つという意味の名を与えたことは、いくつかのことを示唆する。

仲麻呂の外交方針が新羅敵視政策をもって終始し、とくに宝字三年（七五九）春以来は、渤海と結んで新羅征討の計画をおしすすめたことは、すでに再三にわたって述べたところである。辛加知という命名には、まず仲麻呂の新羅に對する態度が窺われて、甚だ興味ぶかいものがある。そこで次に考えられるのが、仲麻呂が自分の七男に、辛加知

という名を与えた時点、すなわちかれの出生の年の問題である。いいかえると、辛加知の生年を知ることによって、仲麻呂がいつごろから新羅敵視の考えを抱いていたかを知ることができるのではないか。

先の考察によれば、辛加知は従五位下に昇進した宝字五年（七六一）当時、廿五、六才から三十才までであったと考えるのが最も妥当な推定である。かりに三十才に達していたとすれば、かれの生年は天平四年（七三二）であり、また二十五才であったとすれば天平九年（七三七）ということになる。この前後で、仲麻呂をして自分の子に、辛加知というふうな名前をつけることを思い立たせた客觀的情勢のそなわった年といえ、それは、新羅討つべしの機運の最もたかまった天平九年であったとしなければならない。さきに辛加知の従五位下昇進の年令を廿五才と推定した理由である。

奈良時代初世の日・羅關係は、ふつう考えられるほど険悪なものではなく、最初はむしろ友好的な空気が支配的であった。六六八年（天智初制七年）の国交回復以来、金奏勲が使として来朝した七二六年（神龜三年）ごろまでは、彼我使節の交換も三年に一度の割合で、ほぼ定期的に行なわれていた。のち宝龜五年（七七四）三月に入朝した金三玄が「舟楫相尋ぎ、常に職貢を修す」と述べたのは、この頃のことであろう（統紀、宝龜五）。新羅使に対する朝廷の取扱も優厚であり、たとえば和銅二年（七〇九）五月、右大臣藤原不比等は新羅使金信福等を弁官曹司に引見し、『統紀』をして「新羅使古より入朝す、然れども未だ曾って執政大臣と談話せず、而して今日披晤するは、二國の好を結び、往來の親を成さむと欲してなり」と特筆せしめている。親新羅外交の推進者が不比等であったとすれば、新羅側の親日派の重臣には伊瀧金順貞があった。上述した「舟楫相尋、常修職貢」という金三玄の言葉は、「本國上宰金順貞の時」のこととして語られている。順貞が歿したとき、天皇は「哀しい哉、賢臣國を守り、朕が股肱たり、今則ち亡し、我が吉士を殲ほしつ」と勅して賻物黄紼百疋、綿百屯を贈ったが（統紀・神龜三）、外國の廷臣に対するものとしては異例のことであった。不比等が歿し（七二〇年）、ついで順貞が歿する（七二五年）ころから、兩國間の雲行があやしくなりはじめるのも偶然ではなかった。

日本と新羅との関係が険悪化しはじめたことを示す最初の史実は、七二二年（養老六）における新羅の閔門城造營である。『三國史記』^(八)（卷）には、「毛伐那に城を築き、以って日本の賊路を遮る」とあり、『三國遺事』^(三)（卷）には、それは「周廻六千七百九十二歩五尺、役徒三万九千二百六十二人」という大工事であったと見える。このころ日本側に新羅出兵の計画は全くなく、おそらく養老四年（七二〇）の大隅隼人の乱に際して動員された征討軍（大將軍大伴旅人以下）の西下が新羅側を刺戟したのではなからうか。

七三三年には唐の渤海征伐が行なわれた。^①これを契機として唐と新羅の間に再び軍事同盟が復活し、その後も両国間の接近がめだつた。七三五年、新羅が浪江（大同江）以南の地を併せたことも、唐・新羅の和親を前提として考えられる出来事であった。そしてこれに反比例して、新羅と日本との関係は、しだいに冷却しはじめる。なぜなら、元来新羅が日本に好みを通じたのは、唐の新羅に対する内政干渉を牽制するためであった。^②しかるに今や情勢の変化によってその必要はなくなつたのであり、新羅としては尊大な日本に対して辞を低くして通聘することはなかつたからである。さらに唐・新羅の同盟関係成立によって孤立化した渤海が日本に接近しはじめたことも、日・羅関係の悪化を助長した。

天平九年（七三七）二月、遣新羅使阿倍継麻呂が帰朝して、「新羅常礼を失し、使の旨を受けず」と奏上し、朝廷では官人四十五人を内裏に召集して意見を述べしめた。あるものは問責の使を派遣すべしといい、あるものは新羅征討論を唱えた。このとき仲麻呂も父の武智麻呂らとともに内裏に召され、おそらく新羅討つべしの強硬論を唱えたのではなからうか。廟議が強硬論に傾いたらしいことは、同年四月一日にいたり、伊勢・大神・筑紫住吉・八幡及び香椎の五社に対して朝使を遣わし、新羅無礼の状を告げたことからも察せられる。^③しかして当時の廟堂における実力者は、武智麻呂以下の藤氏四兄弟であつたから、新羅征討論は、とりもなおさずかれら不比等の四子の首唱したところであつたと考へて誤りない。渤海の興起、唐と新羅の接近という東アジアの国際情勢の変化は、かつての親新羅外交の推進者・藤原不比等の四人の子供たちをして、父の遺策を放擲して新羅討つべしの強硬論に就かしめたのであつた。そ

してこの方針をまっすぐに継承したのが、宝字年中における仲麻呂の新羅征討計画であったといわねばならない。ところで天平九年度における新羅征討の計画が実現に移されなかったのは、同年春夏のころ、西日本一帯に猛威をふるった天然痘の大流行のためであろう。とくに強硬派の張本と目せられる武智麻呂以下、藤氏の四兄弟が相ついで流行病に斃れたことが、新羅討伐の議をしぜん沙汰やみに終らせたと考えられる。

これを要するに、天平中葉において、征韓の機運が急速にたかまり、かつ急速に冷却した時期といえば、天平九年（七三七）を措いて他に考えられない。仲麻呂が生れ出た男子に「辛加知」と名づけた年、いいかえると辛加知の生年はこの年と考えてほぼ誤りないであろう。そしてこの推定は、辛加知の兄や弟の推定年令と照し合わせても、だいた

い妥当なものと考えられるのである。

最後にもう一つ、辛加知の名から考えられることをつけ加えておきたい。天平宝字二年八月、仲麻呂は太保に任じ、姓に「恵美」の二字を加え、名を「押勝」と賜った。ふつうわれわれは、「押勝」を「オシカツ」とよんでいるが、以上

註

① 『統紀』天平宝字六年三月庚辰朔条によれば、石上宅嗣の替として「左虎賁督従五位上藤原朝臣田麻呂」が遣唐副使に任ぜられている。すなわち田麻呂は、宝字六年三月一日以前に左虎賁督に補任されていたと考えねばならない。田麻呂がいっ

④ 奈良時代の人名には、辛をカラとよんだものが多い。氏姓・部姓としては、「辛」「辛君」「辛銀治」「辛国連」「辛子」「辛島勝」「辛人部」「辛矢田部」などがある。而して、統紀・正倉院文書等には、「辛銀治」を「韓銀治」、「辛国連」を「韓国連」などと用いた例が多い。もっとも、「辛」↓「唐」の例も皆無ではないが、「辛」↓「韓」の例に到底及ばない。『日本古代人名辞典』第二巻参照

② 角田文衛「恵美押勝の乱」（古代文化六ノ六）
③ 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」（同氏『日本古代政治史研究』昭和四十一年所収）

⑤ こころみに、奈良時代における藤原氏諸子の従五位下昇進の年令一覧表を作成した。従五位下昇進の時期はすべて『統紀』により、また年令については『統紀』『後紀』『紀略』『公

御補任』『尊卑分脈』によった。

父の名	兄弟 順位	名前	年 代	西 暦	その 時 の 年 令
不比等	長男	武智麻呂	慶雲	二七〇五	二六
	次男	房前	慶雲	二七〇五	二五
	三男	宇合	靈龜	二七一六	二五
	四男	麻呂	養老	元七七一	二一
武智麻呂	長男	豊成	神龜	元七二四	二一
	次男	仲麻呂	天平	六七三四	二九
房前	次男	永手	天平	九七三七	二四
	三男	眞楯(八東)	天平	一二七四〇	二六
	五男	魚名	天平	二〇七四八	二八
	六男	御楯(千尋)	勝宝	元七四九	※三五
宇合	次男	良繼(宿奈麻呂)	天平	一八七四六	三一
麻呂		浜成	勝宝	三七五一	二八
豊成	次男	繼繩	宝字	七七六三	三七
乙麻呂	四男	繩麻呂	勝宝	元七四九	二一
巨勢麻呂		是公	宝字	五七六一	三五
鳥養		今川	延暦	六七八七	三九
永手	長男	小黒麻呂	宝字	八七六四	三二
眞楯		家依	神護	元七六五	二六
楓麻呂		内麻呂	天応	元七八一	二六
清成		種人	宝龜	一〇七七九	二四
蔵下麻呂		繩主	神護	二七六六	三〇
			延暦	二七八三	二四

※御楯の年令については、疑うべき点がある。次節本文参照せられたい。

⑥ 関門城は、新羅王都・慶州と蔚山の間であり、その通路を扼する要地にある。今西菴「新羅旧都慶州の地勢及び其遺跡遺物」(『新羅史研究』昭和八年、一〇七頁)参照のこと。

⑦ 第三節註⑬参照。

⑧ 『三國史記』卷八、新羅聖德王三十年(七三一・天平三)条に「日本国の兵船三百艘、海を越えて我が東辺を襲ふ。王將に命じて兵を出し、大いに之を破る」という記事があるが、日本側史料には、そのような事態は全く見当らない。記事の錯簡か、あるいは九州方面の土賊が侵寇したものを尾鎧をつけて記したものか、はつきりしないけれども、上述の関門城築宮のことと考え合わせるとき、この頃から日・羅兩國間の風雲ただならぬものを感じさせる記事である。

⑨ このあたりの叙述は井上秀雄氏の御教示によるところが多い。記して謝意を表す。

⑩ 宝字三年八月六日、大宰帥船親王を香椎廟に遣わし、「新羅伐つべきの状」を奏せしめている。天平九年の際も、住吉・八幡・香椎等の征韓にゆかりのふかい軍神に奉幣したことは、廟議が征韓に傾いたことを示すものである。

六 児従と藤原御楯（附その他の女子）

天平宝字五年八月十二日、高野天皇（孝謙上皇）は帝（淳仁天皇）とともに薬師寺に礼仏したが、その帰途、授刀督・藤原御楯の第宅にのぞみ、大いに宴飲するところがあつた。その賞賜として、主人の御楯に正四位上を賜ひ、またその室「従四位下藤原惠美朝臣児従」に正四位下を賜わつたことが『統紀』に見えている。この記載によって、御楯の妻・児従が、仲麻呂の女であつたこと、すなわち御楯は仲麻呂の女婿であつたことが明かにされる。すでに述べたとおり「藤原惠美朝臣」をなれるものは、仲麻呂の直系卑属でなければならぬからである。^①

さて仲麻呂には八人の男子のほか何人かの女子のあつたことが想像されるが、その中で最も年長であつたと思われるのがこの児従である。かの女の名は勝宝四年五月庚戌条に「女孺無位藤原朝臣児従に授五位下を授く」とあるのが初見で、ついで宝字三年六月庚戌条に、御楯の参議就任と同時に従四位下にすすみ、さらに前述のごとく宝字五年八月には正四位下にすんでいるのであつて、女官としてはまず最高のクラスに到達している。しかし仲麻呂にとつて、かの女の価値は何といつても藤原御楯の妻という点にあつたわけであるから、次に御楯の経歴を考察することにしよう。

○
藤原御楯は北家房前の第六子である（宝字八・乙亥）。『公卿補任』宝字八年条には、御楯に注して「六月一日薨、一名千尋、在官六年、五十」という。このうち本名を千尋といつたこと、参議に在任したのが六年間であつたことは統紀の記事と矛盾しないが、六月一日薨は六月九日の誤りであり、また薨年を五十とするのも疑わしい。そこでまず、かれの年令から検討してゆきたい。

『統紀』宝字八年六月乙亥（九日）条の御楯の薨伝には、かれの薨年をしるさないが、かりに『公卿補任』の説（薨年五十）を正しいとすると、かれの生年は靈龜元年（七一五）となる。ところが、かれの兄、すなわち次男永手は和銅

七年（七一四）の生れであり、三男真楯は靈龜元年（七一五）の出生、五男魚名は養老五年（七二二）の出生である。したがって房前の六男である御楯の出生は養老五年（七二二）以前に溯ることはありえない筈である。また例によつてかれの従五位下昇進の時期を見ると、勝宝元年（七四九）四月であり、それはすぐ上の兄である魚名の昇進の翌年である。よつて魚名と御楯の年令の差を一、二年と見積ると、御楯の生年は養老六、七年（七二二―二三）ごろといううとに落着くのではかろうか。私は御楯の生年をいちおうこのように推定して、以下の論述をすすめてゆくことにしよう。

次に『公卿補任』や『尊卑分脈』には、御楯の本名を「千尋」とするが、このことは宝字二年八月一日の「詔勅草」（大日本古文書 四ノ二八二頁）にも、

従四位下 藤原御楯 本名千尋

と見え、疑いのないところである。『統紀』でも宝字二年八月以前では千尋と用い、以後では御楯とつかいわけている。ちなみに房前の男子では、三男真楯が本名を八束といった（神護二・三・丁卯）。二男永手、三男八束、六男千尋とならべてみると、仲麻呂の男子の場合に推定したのと同じような、命名の共通性がここにも看取されるのではないか。

さて御楯こと千尋の初見記事は、さきに引いた勝宝元年四月甲午朔条の従五位下昇進の記事である。この日聖武天皇は東大寺に行幸して虚舍那仏前に陸奥産金の奉告の法会をいとなみ、「大臣ノ子等ヲ治メ賜フ」と詔して、千尋（御楯）、繩麻呂（豊成四男）、真従（仲麻呂長男）らに従五位下を授けた。さきほどの考証にしたがえば、このときの御楯の年令は二十七、八才であり、また真従の推定年令は二十四・五才で、御楯より少し若かったと考えられる。仲麻呂の長男真従と、長女を娶つた御楯が、相並んで史上に登場してくることは、単なる偶然ではなかつたように思われる。私はこのときすでに御楯と兒従との結婚が行われていたと推測する。もつとも、二人の結婚の時期を適確に証明する史料は存在しないが、私は、二十七・八才という御楯の年令から考えて、二人はすでに天平の末年には結婚していたと思う。なお勝宝四年（七五二）には、兒従が女孺として宮廷に出仕しているが、それはかの女が家庭夫人としての育

児や家事の繁忙から解放される年頃に達していたことを物語り、この点からもかれらの結婚は、かなり早かったしななければならない。二人の結婚を媒介したものは、いうまでもなく、御楯の姉であり、そして児従の母でもあった藤原袁比良であったであろう。仲麻呂にしても、北家の御曹司の一人に、自分の長女を嫁がせることは、いろいろな意味でのぞましいことであつたにちがいない。

勝宝元年四月、従五位下に叙した御楯は、同年七月には早くも従五位上にすすみ、さらに翌二年五月には美濃守に任じた。越えて仲麻呂が紫微内相に任じた宝字元年五月廿一日には正五位下、同年八月四日には正五位上、宝字二年八月一日には従四位下としきりにすすみ、同年八月四日には右大弁兼侍従となつた(大日本古文書 一五ノ一三〇)。こうしためざましい栄進のかけに仲麻呂の庇護があつたことはいうまでもない。そして宝字三年六月十六日、といへば淳仁天皇が詔をもつて仲麻呂夫妻に「朕が父、朕が母」とよびかけるにいたつた日、従四位上に叙し、参議を拜任している。かれの参議就任は、北家の第六子としてよりも、仲麻呂の長男格として推挙されたものであろう。すでに仲麻呂の長男真従は亡く、女婿の御楯が真従にかわつて長男に准ずる待遇と信任を仲麻呂より与えられていたのである。

宝字四年六月、光明皇太后の崩に当り、かれは装束司をつとめ、翌五年正月には、伊賀・近江・若狭按察使に任じた。按察使については、このとき同時に美濃・飛驒・信濃按察使に任命された次男真先の項でのべたから、ここではくりかえさない。なおかれが按察使に任命された宝字五年正月壬寅(十六日)条には、「授刀督従四位上藤原朝臣御楯」と見え、これ以前に授刀督に任ぜられていた。かれが授刀督に任命された時期はいつか。そしてそのことのもつ意義は何か。これらを知るために、まず授刀衛のなりたちから見てゆかねばならぬ。

授刀衛が設置されたのは宝字三年十二月二日(甲午)のことであつた。このとき従四位上の督を長官として、佐・大尉・少尉各一人以下の官制が定められているが、長官の官位から見ると、中衛府(正三位官)には及ばないにしても、他の令制五衛府(正五位上ないし従五位上官)よりは、はるかに重要視されていたことがわかる。授刀衛の主力をなすものは「授刀(舍人)」(宝字四・十一・丙申 宝字八・九・乙巳)であるが、それはかつて勝宝八歳七月、中衛府に吸収された授刀舍人

四百人を再び別置したものであろう。^①この点からすれば、授刀衛は、農民から徴発された兵士を主力とする諸国軍団や衛士府とはその階級的基盤を異にし、中衛府と同じく、地方豪族の武力を主体としたものであったが、その設置目的においては、中衛府とは違った役割が期待されていたようである。すなわちすでに考察したごとく、中衛府は神龜五年の創設らしい、藤原氏の宮廷内部における兵権掌握の意図のもとに育成されてきたものであり、とくに仲麻呂はこれを私兵化することに努力を傾けてきたのであった。ところが授刀衛の方は、無力化した令制五衛府にかわる強力な天皇親衛軍（この場合は上皇親衛軍）の再編を目的として組織されたものであり、このことを最もよく示すのが、仲麻呂の乱における授刀衛の官人及び舎人たちの活躍であった。そしてそれは、同じ時における中衛府の舎人の活躍と対照するといっそう明白である。

宝字八年の乱は、九月十一日の中宮院における鈴印の争奪戦にはじまったが、そのとき仲麻呂の三男訓儒麻呂を射殺したのが「授刀少尉坂上莉田麻呂、将曹、牡鹿嶋足等」であった。なおこのとき仲麻呂は「中衛将、監矢田部老」を遣わして「詔使授刀、紀船守」を襲わせている（宝字八・九・乙巳）。ついで局面は近江に移るが、仲麻呂のために最後まで死闘したのが鎮国衛驍騎將軍（中衛少将）の真先にひきいられる中衛舎人たちであったのに対して、上皇方の主力をなしたものは授刀舎人であったと考えられる。仲麻呂一味が、近江から越前に入ろうとして成功しなかったことは辛加知の項で述べたが、このとき愛智関を固守して、寡兵よく仲麻呂軍の「精銳」を防いだのが「授刀物部広成」（宝字八・九・壬子）であり、かれは乱後その功により勲五等、姓入間宿禰を賜わっている（景雲二・七・壬午）。このほか、乱後の行賞をうけたものには授刀衛の官人が多い。^②仲麻呂の反乱に当って、政府軍の主力をなしたものは、かように授刀衛の官人や舎人にはかならなかったのである。

しかし以上のことは結果論的に見たことであり、これをもって授刀衛が宝字三年創設の当初から、仲麻呂の軍事力に対抗する意図のもとに設けられたものと速断してはならない。このことはすでに笹山晴生氏も指摘せられたとおり^③であって、何よりも授刀督に任命されたのが仲麻呂の女婿・御楯であったことがこれを証明している。御楯の授刀督

補任の時期は、これを史料によって明かにすることはできないが、おそらく宝字三年十二月の授刀衛設置後まもなくのことであり、かれはその初代の長官となったのであろう。

このころ平城宮は改作・修理の時期に当たっていたようである（宝字五・一・癸巳）。宝字三年十一月には、造宮輔中臣丸連張弓等を遣わして、近江に保良宮を造らしめ、翌四年八月には、天皇は上皇とともに小治田宮に行幸した。そして宝字五年正月に平城宮に還幸し、「御在所」には武部曹司を宛て用いている。保良宮造營成り、宝字五年十月から翌年五月まで、天皇・上皇とともに保良宮にあったが、やがて天皇と上皇の間に反目が生じ、五月廿三日には無氣味な対立をはらんで平城に還幸、天皇は中宮院に御し、上皇は法華寺を御在所としている。

このように行幸・遷幸の相つぐあわたましい時期にあたり、孝謙上皇が独自の親衛隊を必要と考えたとしても不思議ではない。当初、上皇と仲麻呂との間柄は決して険悪なものではなかったから、上皇親衛隊としての授刀衛の創設には、仲麻呂も協力的であり、その初代長官には最も信頼する御楯を任命したのであろう。授刀衛が仲麻呂にとって対立的存在となるのは、上皇と天皇の反目が表面化し、さらにそれが上皇⇨道鏡と天皇⇨仲麻呂というきびしい対立に発展してゆく過程において、徐々に見られる変化にほかならない。授刀督藤原御楯の存在は、両勢力のはげしい緊張と対立をわずかに緩和するくさびであった。宝字八年六月九日、御楯歿するや、その三か月後には両勢力の正面衝突がさげられなかったゆえんである。こうみると、上皇親衛隊長すなわち授刀督・藤原御楯の当時の政局において果たした役割は決して小さくなかった。そして御楯が両勢力の対立・緊張の緩和に一役を果した理由の一つには、やはり北家房前の第六子という彼の出自が大きくものをいっていたであろう。奈良朝中期、とくに仲麻呂政権下における藤原北家の動向については、すこぶる注目すべきものがあるが、この点については別の機会にゆづることしたい。

○

『統紀』天平宝字五年正月戊子条に、「藤原惠美朝臣東子」および「藤原惠美朝臣額」という二人の女性の名が見える。前者は無位より従五位上に、後者は無位より従五位下に叙している。「藤原惠美朝臣」をなれるものは、仲麻呂

の直系卑属でなければならぬから、二人は仲麻呂の子か孫であったと考えられる。しかし従五位上もしくは従五位下に叙した点より見て、宮廷もしくは後宮に出仕する年令に達していたとすると、仲麻呂の孫と考えることはむづかしく、二人はその女であったとしなければならない。二人の事蹟については、いくらかの想像も不可能ではないが、ここでは何もつけ加えないでおこう。

注

① ただ一つ例外として、『統紀』宝字八年九月癸亥条に仲麻

呂の弟・巨勢麻呂を「惠美巨勢麻呂」と称した例があるが、

これは仲麻呂に党与した逆臣として貶称したものである。

② 『統紀』宝龜二年二月己酉条、永手薨伝に「時年五十八」とある。

③ 『統紀』天平神護二年三月丁卯条、真楯薨伝に「時年五十五」とある。

④ 『統紀』延暦二年七月庚子条、魚名薨伝に「時年六十三」とある。

⑤ 前節註⑤参照。

⑥ 『統紀』天平宝字二年八月甲子条

⑦ 笹山晴生「中衛府の研究」(古代学六ノ三) 二九九頁

⑧ 笹山氏前掲論文

⑨ 笹山氏前掲論文

七 惠美家と皇親

仲麻呂の生涯は、天皇制の権威を利用し、かつそれに寄生することによって自家の発展をはかるといふ点では終始一貫していた。天平の末年いらい、橘諸兄や実兄・藤原豊成らの宿老をおしのけ、かれが異例の昇進をなしたものは、ひとえに光明皇后という絶対的権威を後楯とすることができたからであった。さらに宝字元年の橘奈良麻呂の変によって反対派の勢力を一払したのちは、長男の寡婦をめぐった大炊王を皇位につけ、自家の権勢を永続化させることを計画したのであった。こうした権威利用ないしは権威寄生は、かれの血統尊重の態度に通ずる。「藤原惠美朝臣」という姓が、天皇とのミウチ關係を誇示するものであったことは、さきに述べたとおりであるが、かれが石津王を猶子とし、三島王の女・山慢女王を三男訓儒麻呂の妻に迎え、また最後のどたん場に至って、氷上塩焼(塩焼王)を擁立

するという一幕の茶番劇を演じたところにも、同じ心理の作用をみとめることができる。このうち、山慢女王についてはすでに訓儒麻呂の項でふれたので、ここでは石津王と水上塩焼の二人と仲麻呂との関係について考察することにした。

○

石津王については、『統紀』にはわずか三か所の記載しかない。すなわち、天平勝宝元年十月丙戌条に、無位より従五位下に叙した記事を初見とし、つぎに勝宝五年四月癸巳条に、紀伊守に補任した記事があり、宝字元年正月戊子(九日)条に、従五位下石津王に姓藤原朝臣と賜い、大納言従二位仲麻呂の子と為すと見えるのを最後の記事とする。仲麻呂に関連して石津王が問題とされるゆえんは、いうまでもなくこの最後の記事によってである。

以上に見たように石津王の出自についてはまったく不明というほかに、ただ「王」をなのるところから、皇親に属したことが察せられるにすぎない。勝宝元年十月、無位から一躍して従五位下に叙したことも、選叙令・蔭皇親条の適用を受けたものであろう。①。当時の王族では、臣籍に降り、氏姓を賜うことはめずらしくなかったが、この場合のように臣籍にある特定の人物の子となるというのは、他に類例を見ない。比較的よく似た例としては、天平勝宝八歳、藤原朝臣姓を賜い、弟貞を名のった山背王の例をあげることができるが、山背王の場合は、母姓によったものあり(宝字七・十・丙戌)、また藤原氏の誰かの子となったというのではない。石津王が仲麻呂の子となったという事実は、当時の親族法の上で、いかに理解されるべきものであろうか。

律令の規定にしたがえば、養子を立てることがゆるされるのは、(1)相続の男子無き場合に限り、(2)養子が養父の四等親以上の近親であり、(3)父子の縁組にふさわしい続柄で、しかも父子たるにふさわしい年令のひらきをもったものであることを条件としている(戸令・聽養条)。石津王の出自や家系について何も知りえない今は、仲麻呂と石津王との続柄については一切不明とするほかに、(2)(3)の条件に満足するものであったかどうかは判断のきりでないが、少くとも(1)の条件に適合しなかったことだけはたしかである。仲麻呂には既述のように多数の男子があったからであ

る。したがって「石津王が仲麻呂の子となった」という事実を、法的な意味で「養子関係の成立」と見做すことはできなかつた筈である。^⑤『統紀』でも「仲麻呂の子と為す」としるすのみであるから、しばらく養子の語をさけ、猶子の語を用いようと思う。

さてこのように考えてくると、いくつかの疑問に遭遇する。第一に、法的に養子を立てることのできない仲麻呂が、それにもかかわらず石津王を、どうして「子と為し」えたのであろうか。第二には、仲麻呂の猶子となった石津王のその後の消息が、なぜぶつりと切れてしまっているのだろうか。叙述の都合上、まず第二の点から吟味してゆこう。

石津王の名は、上述、宝字元年正月の「仲麻呂の子と為す」という記事を最後として、『統紀』の上に見えなくなる。その後まもなく病死したり、あるいは史上から埋没してしまうということもありえないことはないが、考えてみれば少し不穏当なことではないか。そこで私はひとつの臆測を試みたいと思うのであるが、ここに一人の人物を登場させなくてはならない。それは仲麻呂政権下において仲麻呂の羽翼となり、最期まで行動を共にした仲真人石伴のことである。今、『統紀』によってかれの経歴を簡単に述べよう。

仲石伴の初見は、『統紀』宝字三年六月庚戌条である。この日、石伴は従五位下から一躍して従四位下にすすんでいるが、同時に昇進したものに、藤原御楯、藤原惠美真先、同久須麻呂、同朝狩、同小弓麻呂、同薩雄、同兒従などがあり、仲麻呂の子女がそろって顔を見せているのが注目される。翌宝字四年正月には、河内守に任じ、五年十月、遣唐大使となり、また播磨守を兼ねた。このとき右虎賁衛督(右兵衛督)の肩書を帯びたことは、辛加知の項で闕説したとおりである。さらに宝字八年正月には、左勇士率(左衛士督)となり、同年九月、仲麻呂一族とともに「同惡相従」のものとして誅殺されているのである。石伴の経歴をたどってみると、刷雄や辛加知にほぼ雁行し、歴るところの官職も、衛府の長官や軍要の国司などであり、かれらのそれにきわめて相似している。仲麻呂政権下における石伴の経歴は、仲麻呂の子たちに准ずるものがあつたということができよう。私は、この仲真人石伴という人物こ

そ、仲麻呂の猶子であった石津王の後身ではないかと推測する。

ここで石津王と仲石伴の経歴をつき合せてみると、この推定がいつそう妥当性をつよめるであろう。(1)石津王の経歴は、かれが仲麻呂の子となった宝字元年正月戊子条を最後として絶える。このとき石津王は従五位下であった。(2)一方仲石伴の名は、宝字三年六月庚戌条に初見し、ときに石伴は従五位下より従四位下にすすんだが、かれが従五位下に叙した記事を、統紀の上に検出することができない。(3)真人姓は皇親にのみ与えられるものであるが、石伴以外に「仲真人」姓をなのつたものを見出すこともできないし、またかれが賜姓された記事も見えない。これを要するに仲麻呂の猶子となった石津王が、その後「仲真人」姓を賜わり、名を石伴と改めた^⑥と考えることによって、上述した諸点に合理的な解釈を下だすことができるのではないか。両者に「石」の字が共通するのも偶然ではなかったと思われるのである。

右の推定にもし誤っていないとすれば、石津王が仲麻呂の子となりながら、のち改めて仲真人姓を賜わったのは、戸令・聴養条にかんがみ、法的に養子関係を成立させることができなかつたからであろう。そして、それにもかかわらず「仲麻呂の子と為す」といわれた理由は、かれが仲麻呂の女子の一人（それは前項で述べた東子か額かのどちらかであろう）を娶っていたからではなからうか。石津王が仲真人石伴となつてからの経歴は、仲麻呂の実子に准ずるようなものであったが、それは、かれが仲麻呂の女婿であつたと考えることによつて、はじめて説明がつくことのように考えられる。いささか臆測を重ねたが、一つの仮説として提示したい。

○

水上真人塩焼は新田部親王の子であり(宝字元・^{七・癸酉})、れっきとした天武皇孫である。はじめは塩焼王といい、天平宝

字二年八月、水上真人の姓を賜つた。^⑦同じく天武系の草壁—文武—聖武—孝謙の皇統に対抗して、最後まで皇位への執心を捨てることができなかつたところに、この人物の宿命的な悲劇性があつた。それはまた水上真人家の運命として引きつがれ、塩焼王の息志計志麻呂をめぐる巫蠱事件(神護景雲三・五・壬辰)、同じくかれの息川継の謀反(延暦元・閏

なり、奈良後期の宮廷史を陰惨に彩っている。また塩焼の室・不破内親王（聖武）の生涯もまたそれに劣らぬ悲劇の連続であった。夫・塩焼に關して二度、子供たちに関して二度、都合四度までも、あるいは削籍、あるいは遠流などの屈辱を嘗めねばならなかった。かの女の兄は、孝謙冊立のための犠牲として毒殺されたと考えられる安積親王であり、また姉には、夫・白壁王の即位によって皇后に冊立されながら、宝龜三年の巫蠱の変に坐し、所生の皇太子他戸親王とともに幽閉のうちに憤死をとげた井上内親王があり、この兄妹にも宿命的に黒い影がつきまとうているのである。かれらが皇位へののぞみを捨てきれなかったのも、また権力者や不平家たちがかれらを擁立することを図ったのも、かれらが皇親なるがゆえであった。塩焼王こと氷上塩焼が破局寸前の仲麻呂に一縷ののぞみをかけて運命を共にしたところを見ると、かれの皇位への執心がいかに根強いものであったかを知るとともに、そぞろ一抹の悲哀を禁じえないのである。しかし仲麻呂と塩焼との間には、最後まで運命を共にする程の連携が、もともとから結ばれていたのでないことは、次に述べる塩焼の伝によって明かである。

塩焼王はさきにも述べたように新田部親王の子であり、宝字元年の変で皇太子を廢された道祖王の兄である（宝字元・辛巳）。『公卿補任』宝字八年条によれば、このとき年五十という注記があり、これを信ずれば靈龜元年（七一五）の出生である。天平五年（七三三）三月、無位より正五位上に叙し、天平十二年十月の東国行幸には次第司に任じ、御前長官となっている。同年十一月には供奉の功によって正四位下に叙し、さらに天平十四年八月の紫香樂行幸に當って、ふたたび御前次第司に任じた。ときに塩焼王は中務卿の官を帯びている。再度の次第司といい、中務卿といい、かれは天子側近の秘書役として、聖武天皇からなみなみなならぬ信頼を得ていたことが察せられる。しかるにその後まもない天平十四年十月癸未（十二日）条には、塩焼王ならびに女孺四人を禁じて平城の獄（当時、都は信香樂にあった）に下すと見え、さらに同月戊子（十七日）条によれば、塩焼王は伊豆国三嶋に配流され、子部宿禰小宅女以下五人の女孺が、それぞれ上総・常陸・佐渡・隱岐・土佐の諸國に流されている。ここにはその理由を明かにしないが、宝字元年四月辛巳条には、「塩焼王は太上天皇（聖武）責むるに無礼を以ってせり」と見え、かれにはこのとき、何か不敬にわ

たる行爲があつたものと考えられる。そしてこれが塩焼王の最初のつまづきであつた。

天平十七年四月、かれはゆるされて入京し、翌十八年閏九月には、本位正四位下に復したが、その後数年間のかれの消息は史上に見えない。勝宝八歳五月、聖武太上天皇が崩ずるや、かれは多治比広成らとともに山作司となり、宝字元年五月には、正四位上にすすみ、同年六月、大藏卿に任じた。王族官人としては、まず平常のコースに復帰したように見えるが、かれにとって、この状態は必ずしも満足すべきものではなかつたようである。なぜなら、かれの胸中には皇位継承へのひそかな野望がすでにこのころから秘められていたと考えられるからである。塩焼王と不破内親王との結婚の時期は明かでないが、かれの年令や子息の年令などを考えると、すでにこのころ両者は結婚していたと思われる。聖武天皇の皇女との結婚は、かれの皇位への幻想をいっそうあふつたことであろう。

これよりさき、宝字元年四月、孝謙天皇は皇太子道祖王を廢し、群臣を召問して皇嗣の銓衡を行なつた。ときに右大臣藤原豊成・中務卿藤原永手らは塩焼王を推し、摂津大夫文室智努・左大弁大伴古麻呂らは池田王(舍人親王の子)を推したが、結局、大納言藤原仲麻呂の筋書通りに事が運んで、天皇の勅によって舍人親王第七子の大炊王が皇太子にえらばれたことは、すでにたびたび言及したところである。塩焼王の幻想と不満はこの出来事によっていっそう助長せられたことであろう。そして注目すべきは、この時点においては、かれが決して仲麻呂派でなかつたことである。事實同年六月の橘奈良麻呂の変には、叛徒一味に擁せられた四人の王の一人として事に坐したが、陰謀の盟庭に加わらなかつたことと、その父新田部親王の遺功に免じてようやく遠流の罪をまぬがれている。妻が不破内親王であつたことも宥免の一つの条件に数えられたことであろう。

仲麻呂と塩焼王との間に、何らかの連携が結ばれたとすれば、それは宝字元年の変以後、すなわち仲麻呂の専權時代に入つてからのことでなければならぬ。宝字二年八月、淳仁即位の日にかれは從三位にすすみ、はじめて水上真人姓を称した。皇親籍をはなれたことは、皇位への野心を捨てたことの意味表示とも考えられるが、宝字三年六月に封事を上り、三世以下の王にも上日を計らずして、春秋の祿を賜わらんことを請うているのを見ると、なお皇親の意

識は消え去っていない。同年十一月、礼部卿（治部卿）となり、宝字六年正月には参議、そして同年十二月には中納言にと躍進した。なお六年閏十二月には美作守を兼ね、八年八月には文部卿（式部卿）を兼ねている。仲麻呂との接近は、おそらく参議に就任した宝字六年頃からのことではなかったかと思われる。時あたかも光明皇太后が崩じ、淳仁天皇と孝謙上皇との反目がしだいに表面化しつつあり、仲麻呂の権力の基礎が動揺しはじめたところである。権威を利用することに巧みで、しかも血統尊重の意識の強い仲麻呂にとっては、天武皇孫にして内親王を妻とする塩焼の毛並のよさは、大きな魅力であったに違いない。一方塩焼にしても、皇親の籍をはなれ、いったんは捨て去った筈の皇位への執心が、なお心底ふかく潜在していたのであろう。ここに両者の默契が成立し、破滅への運命を共にするに至ったのであろう。

天平宝字八年九月十一日、近江に走った仲麻呂一味は、官軍に前途をはばまれ、高嶋郡の前少領角家足の宅にいったん退いたが、ここで塩焼を立てて天皇と為し、真先・朝狩等の子息を皆三品に叙した（宝字八・九・壬子）。今皇（塩焼）の名によって乾政官符を下し、三関諸国の兵士を動員しようとしたようである（宝字八・九・癸亥）。しかしその結末は既述のとおりであり、塩焼も、「同惡相從」の筆頭として、仲麻呂一族とともに勝野鬼江のほとりに斬られねばならなかったのである。『統紀』には、仲麻呂の塩焼擁立を「偽立」「竊立」等の語を用いるが、のち塩焼の子の志計志麻呂および川継の二人までもが、皇位の篡奪を企てており、その党与も少くなかったところを見ると、塩焼の即位を「偽立」とはしない見方も、宮廷の一部では長く通用していたのではないかと思われる。宝字八年九月甲寅条の詔に「朝廷ヲ傾動ムトシテ、鈴印ヲ奪ヒ、復タ皇位ヲ掠テ、先ニ捨テキラヒ賜テシ道祖ガ兄塩焼ヲ皇位ニハ定メ、ツト云テ、官印ヲ押テ、天下ノ諸国ニ書ヲ散テ告知シメ云々」とあるが、とくに「皇位ヲ掠テ」という語によくよく注意しなければならぬ。さきに私は、訓儒麻呂による鈴印奪取の目的が、単にそればかりでなく、天皇（淳仁）の身柄そのものをも仲麻呂の陣営に移すことにあったと推察したが、鈴印の奪取イコール皇位の掠奪であるとすれば、天皇の身柄を引取することは、最初からその計画の中に含まれていなかったとしなければならぬ。

なお塩焼偽立とともに、真先・朝狩等を三品に叙したというのはどういうことであろうか。ときに真先は正四位上、朝狩は従四位下であったから、「三品」を文飾と見て、三位昇叙と考えることもできる。しかし言葉どおりに「三品」昇叙とすれば、かれらは親王としての待遇を受けたものと解さねばならない。もし前者の文飾とすれば、「朝廷ヲ傾動ム」とした仲麻呂の野心のまことにささやかなものであったことに稚氣愛すべきものを感じるが、もし親王品位を子息に与えたものだったとすれば、これは注目すべき王朝の篡奪を意味する。時あたかも唐朝に安祿山・史思明の乱あり、仲麻呂が王朝の篡奪を企てたとしてもあえて不思議ではなかったのである。

註

① 選叙令・蔭皇親条によれば、従五位下に蔭叙されるのは、三世王ないし五世王ということになる。

② 山背王こと藤原弟貞も仲麻呂には関係がふかい。かれは宝字元年の変の告人となり、仲麻呂政權下に優遇された。

③ 三浦周行『法制史の研究』第二編第四章第三節第一款「律令の養子制」(四六〇頁)参照。

④ 律令の規定によれば、法上の養子とすることはできなかつた筈である。ちょうどこの年(宝字元年)五月、仲麻呂は祖父不比等の刊修になる養老律令を三十九年ぶりに施行せしめており、律令の規定を再認識する機会を与えられていることに注意したい。なお、戸令聴養条の「無子者、聴養」の語句は、大宝令にも、さらに溯って唐の諸令にも必ず見出すことができる。

⑤ 「仲麻呂の子と為す」という語を、そのまま養子関係の成立と解釈することもできるが、養子の実例として有名な葛木戸主の孤児収養の記載では、「収集京中孤児、而給衣糧養之」(勝宝八・十二・乙未)、「遣人収養」(後紀、延暦十八・

二・乙未)などと「養」の字を用いており、やはり区別すべきものがあつたように見受けられる。

⑥ 諸王が臣籍に下り、真人姓を賜わる際、改名することが多い。たとえば葛城王は橘宿禰姓を賜うて(天平八・十一・丙戌)、名を諸兄と改めた。智努王は文室真人姓を賜うて(勝宝四・九・乙丑)文室真人智努となるが、のち宝字五年にいたり淨三と改名した。

⑦ 塩焼が水上真人姓を用いた初見は、統紀宝字二年八月庚子朔条であるが、公卿補任宝字元年条には、「八月三日賜水上真人、叙従三位」と見える。しかしかれが従三位となったのは宝字二年八月一日だから、賜姓も同時ではなかつたかと考えられる。

⑧ 横田健一「安積親王の死とその前後」(南都仏教六)・角田文衛「藤原食比良」(古代文化六ノ五)参照。

⑨ 公卿補任の脱によれば、天平五年は塩焼王十九才の年である。しかるに選叙令・授位条によれば、授位者は蔭位出身の場合でも、年廿一以上に限ると規定されているから、このときかれは少くとも廿一才以上に達していなければならぬ。し

ならば公卿補任の説は誤りとしなければならぬ。なお検討をまつ。

⑩ 公卿補任の説によれば、宝字元年（七五七）当時、塩焼は四十三才であるが、実はそれより二、三年の年長と考えられることは右の註⑨で述べたとおりである。また塩焼と内親王との間に生まれた志計志麻呂は、神護景雲三年（七六九）に皇位継承を企て、また川継は宝龜十年（七七九）に従五位下を授けられている。彼此考え合せると、二人の結婚は天平十年（七三八）前後ではなかつたらうか。ちなみに、神護景雲

三年五月壬辰条に、「不破内親王者、先朝有勳、削親王名」とあるのは、おそらく天平十四年十月の塩焼王の不敬事件に関係ある事実と考えられる。しからばこれ以前に結婚していたと考えねばならない。

⑪ 仲麻呂子息の親王品位昇叙を理解するもう一つ的前提として、仲麻呂の子女の一人が氷上塩焼の側室となっていたことを想像しなければならぬ。それは東子か額かのどちらかであろう。塩焼もまた仲麻呂の女婿の一人であったとすべきでなかろうか。

八 むすびにかえて — 奈良時代における藤原氏 —

以上わたくしは、仲麻呂政権のなおくされた特質を説明することを狙いとして、仲麻呂の子女を伝記考証風に再検討し、かれらの行実をできる限りくわしく考察してきた。本来ならばここで論旨を整理し、その要点を読者に提示すべきであるが、とり扱った事柄の性質上、論述があまりにも多岐にわたり、また部分的にはかなり大胆な推測をまじえたところも少くなく、考察の結果を綜括することに余り意味がないように思われるので、ここでは本論でふれることのできなかつた二三の所見を覚え書風につけ加え、もって結論にかえることにしたいと思う。

一 仲麻呂の政権獲得ないし維持の基本策が、古代天皇制の権威を仮借することにおかれていたことは、すでに述べたところである。かれが皇親の血統を重んじ、皇族との姻戚關係を結ぶことにきわめて熱心であったのも、すべてそのためであった。これらはある程度の成功をおさめることはできたが、最後に失敗におわたつたのは、当時の皇室の実権が、名目上の天皇ではなく、皇室の家長ともいふべき女性、すなわち光明皇后や孝謙上皇の手に握られていたからである。仲麻呂はついに実質的な意味での外戚となることができなかつたといわねばならない。しかし仲麻呂が志向したところは、みずから外戚の臣となり、天皇を後見する政治体制の実現であつたと思われるのであり、その意

味でかれは、藤原氏の伝統政策にきわめて忠実であったといえよう。すなわち外戚による後見政治は、かれの祖父不比等の企てたところであり、さらにそれは仲麻呂滅亡後も藤原氏によってうけつがれ、やがて摂関政治として結実されること周知のとおりである。

ただ本論中にも述べたように、かれが近江敗走後、氷上塩焼を擁立すると同時に子息たちに与えた「三品」が、もし親王としての叙品であったとすれば、かれは最後の数日間だけ、王朝の篡奪をはかり、藤原氏の伝統政策を逸脱したことになるが、これだけの史料では何とも断定いたしかねる。

二 仲麻呂がつねに祖父不比等の権力政治を念頭においていたことは、他の点からも推測できる。仲麻呂の子女の経歴を綜合してみると、かれらの昇進が目立って足早になるのは、宝字年間に入ってからである。とくに宝字二年八月の淳仁天皇の即位とともに、それがいちじるしくなる。淳仁即位が、仲麻呂一族にとって画期的な時点となったことは一目して瞭然である。仲麻呂政権の成立の時点について、従来いくつかの解釈が示されているが、私はやはり淳仁即位の時点をもってその時期としたい。

その後宝字四年六月、光明皇太后が崩じ、やがて孝謙上皇と淳仁天皇の反目が表面化するや、仲麻呂政権はとみに軍事化と専制化の色彩を濃くする。宝字六年十二月には、訓儒麻呂・朝狩が参議となり、御楯・真先、一族の巨勢麻呂、それに氷上塩焼（かれもおなじく仲麻呂の女婿であったであろうことは前節註⑩で述べた）を加えると、実に六人の参議のポストを一族の手におさめたことになる。それはあたかも天平の初年、不比等の四子が轡をそろえて廟堂に参議した往時を再現するものであった。不比等が歿したのは、仲麻呂十五才のとき（養老四年）であり、かれは晩年における不比等の権謀術数をつぶさに見聞しつつ成育した筈である。仲麻呂の脳裏には、いつも不比等の権勢時代を再現しようという目標が描かれていたように思われる。

三 仲麻呂政権は、その後の藤原氏の発展にとって、どれだけプラスになり、どれだけマイナスになったであろうか。大化改新から摂関政治の確立にいたるまでの藤原氏発展の歴史は、古代政治史上の最も興味ぶかい研究テーマの

一つとして、しばしば論ぜられてきた。ところが『大鏡』や『愚管抄』以来、仲麻呂の存在を藤原氏の歴史の上から除外して考えることが多かったのはなぜであろうか。『大鏡』では、「大臣列伝」の前に古今の大臣論ともいふべき一節をもうけ、大友皇子以下公季にいたる十三人の太政大臣を数え上げながら、その中に、当然含まるべき仲麻呂を挙げていない。また『愚管抄』では、巻三で「大炊王アシキ御心起りテ、エミノ大臣ト一心ニテ孝謙上皇ヲソムキ給ヒニケレバ云々」と軽く論及するが、「エミノ大臣」はまるで藤原氏とは関係のないもののような書きぶりである。藤原氏の栄華を説き明かそうとした『大鏡』や『愚管抄』が、逆臣として誅に伏し、藤原の姓字を除く処分を蒙った(宝字八・九・乙巳) 惠美一族を、光輝ある藤原氏の歴史から抹殺しようとしたのも無理はないが、今のわれわれとしては、それで済ませることはできない。

右にわたくしは、仲麻呂の意図が摂関政治的なものを志向し、すでにそうした性質を内包していたことを指摘したが、仲麻呂以後の藤原氏は、仲麻呂の残した成果を何一つ失うことなく継承したと見られるのである。たとえば仲麻呂は、藤原氏としての立場において、いくつかの礼遇上の特典を獲得したが、それらは仲麻呂以後の藤原氏の長く享受するところとなっている。天平勝宝九歳三月、勅により藤原部の姓を改めて久須波良部とし、また同年五月には、勅により鎌足及び史の名を諱とし、他の称することを禁じている。いずれも仲麻呂の献策によるものであり、藤原氏の地位を他に隔絶したものに仕上げられる効果はけだし大なるものがあつたであらう。さらに注目すべきは、これら藤原氏に対する礼遇措置が、仲麻呂没落後も何ら変更をみなかったことであり、全体としての藤原氏は、仲麻呂の努力によって獲得した礼遇上の特典を、乱後もまるまる手放さずにすすんでいるのである。この点、道鏡没落後の弓削氏の降姓などとは対照的であつた。仲麻呂反逆の際にとられた藤原の姓字を除くという処分も、考えようによっては、仲麻呂一党をのぞく全体としての藤原氏の保全をはかる措置であつたと見られないこともないのである。

神護景雲三年十月一日、称徳天皇は長文の宣命を発し、五位以上の王臣に、金泥で「恕」字をしるした紫綬の帯を賜つたが、とくに藤原氏には、未だ成人せざるものにもこれを賜つている。こうした特典は仲麻呂以前には見られな

かったことであり、明かに仲麻呂の権勢の結果として与えられたものであるが、それが仲麻呂没落後の、しかも道鏡の全盛時代に見られる点に、すこぶる注目すべきものがあつたと思う。

四 仲麻呂はこのように、天皇制の権威に仮借し、藤原氏の特権的地位を昂めることに大きな役割を果した。かれの目指した外戚としての後見政治の夢は、その後の藤原氏に継承されて摂関政治実現への基礎となつた。この意味において仲麻呂は、その後の藤原氏の発展のために、貴重な遺産を残したといふことができる。

しかし仲麻呂は、一方において、藤原氏の族的統制という点に心を用いず、結局これがかれの失敗の原因となつたように思われる。すでに「藤原恵美朝臣」の賜姓が、藤原氏の中に階層序列化の原則をもちこむものであり、他の藤原諸家の反感を買うに充分なものがあつた。わずかに北家出身の袁比良、御楯を通じて、藤原四家中惣領家的立場にあつた北家との連携を固めたが、袁比良、御楯が相ついで歿するに及び、急速に破局への道をたどらねばならなかつたのである。

全体としての藤原氏の共和的結合を失うことなく、族的統制を保つてゆくにはどうしたらよいであろうか。これが仲麻呂以後の藤原氏に与えられた全民族的課題であつた。それは仲麻呂のように新儀をてらうことではなく、やはり古来の伝統的な方法を踏襲するしかない。氏神として春日社の祭祀を興し、氏寺たる興福寺を荘厳し、そして氏上の統率の下に結束をかためてゆくほかないであろう。私は奈良朝後期の「内臣」や「忠臣」に、^⑤こうした氏長者的性格がみとめられるのではないかと思う。そして天子の外戚にして後見人たる執政が、藤原氏の氏長者を兼ねるといふ政治体制の制度的に完成されたものがいわゆる摂関政治にほかならなかつたと思う。外戚の跋扈は中国の歴朝にもめづらしいことではない。ただそれが氏族制的伝統をふまえて達成されていたところに、摂関体制のすぐれて日本的な独自性が見出されるのではないかと考えられる。仲麻呂政権は、それが結局成功しなかつたとはいへ、「外戚による後見政治」の実現をめざしたという点において、たしかに摂関政治の先駆とされるにふさわしい存在であつた。しかし全体としての藤原氏の族的結合を無視し、かえつて「藤原恵美朝臣」の賜姓に見られるごとく、それを破壊するよう

な方向に走ったため、安定した政治体制を樹立することができなかつたのである。ここに、藤原氏発展史の上において仲麻呂政権の果たした役割と、その限界点を看取することができるのではなからうか。

註

① 武智麻呂は養老五年正月、参議を経ずして中納言に任じ、房前は養老元年十月、宇合と麻呂は天平三年八月に参議となつた。

② 拙稿「国造豊足解をめぐる二三の問題」(関西大学文学論集八一四)参照。

③ 藤原氏では早く鎌足が内臣となり、また房前も養老五年十月内臣に任ぜられた。奈良朝後期では、良継(宝龜二・三)、魚名(宝龜九・三)が相ついで内臣に任ぜられている。なお良継は宝龜八年正月、内大臣となり、魚名は宝龜九年三月、内臣を改めて忠臣とされている。なお、内臣については左の論考を参照されたい。

岩橋小弥太「孝徳天皇紀の大臣及び内臣について」(『上代

官職制度の研究』昭和三十七年所収)

二宮正彦「内臣・内大臣考」(『続日本紀研究九ノ一』)

岸俊男「たまきはる内の朝臣」(『日本古代政治史研究』昭和四十一年所収)

〔附記〕

(1) 本論では仲麻呂の子女の伝記考証を行なったが、かれらの母、すなわち仲麻呂の室について考察しないのでは片手落ちを免れないだろう。しかし仲麻呂の室についての史料は至って乏しく、また仲麻呂の正室の藤原袁比良については、角田文衛氏のすぐれた研究(『古代文化六ノ五』)もあるの

で、特別にとり上げることがしなかつた次第である。袁比良

は房前の女であり、尊卑分脈には訓儒麻呂の母を「参議房前女」とするのがそれであろう。袁比良のほかに、尊卑分脈では刷雄母を「従四位下伴犬養女」とする。そして訓儒麻呂と刷雄以外の子女の母についての記載はない。なお仲麻呂最期の日、仲麻呂の軍衆潰え、かれは「妻、子、三四人」と船で脱出をはかるが、捕えられて共に斬られた。この妻が犬養女と同一人かどうかは明かでない。房前女と犬養女のほかに、なお数人の妻妾がいたとしても、当時の貴族としてはおかしくないが、むろん推測の域を出るものではない。そして以上が仲麻呂の妻妾について知りえたことすべてである。

(2) 前号に上篇発表ののち、岸俊男氏より六男刷雄に関する淡海三船の五言詩のあることを教えていただいた。『経国集』巻十の「藤六郎の出家の作に和す」という一首である。前号(第四節)に述べたように三船と刷雄との関係から考えて、この「藤六郎」が刷雄なることは疑をいれない。この詩をめぐって考えられることについては、また別の機会に述べることにしたい。

(3) 本稿は井上光貞氏編「大和奈良朝—その実力者たち」(人物往来社昭和四十年刊)所収の拙稿「藤原仲麻呂」を執筆した際、作成したノートを整理したものである。併せて御参照いただければ幸である。